

（後面衝突警告表示灯）

第217条の3 後面衝突警告表示灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第41条の5第3項の告示で定める基準は、第215条第1項及び第216条第1項に定める基準を準用する。

2 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後面衝突警告表示灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。

3 後面衝突警告表示灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第41条の5第4項の告示で定める基準は、第215条第3項第1号から第4号まで、第6号及び第7号並びに同条第4項第2号から第5号の2まで及び第7号から第11号まで並びに第216条第3項第2号及び第3号の規定を準用する。この場合において、後面衝突警告表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

4 次に掲げる後面衝突警告表示灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後面衝突警告表示灯

二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている後面衝突警告表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後面衝突警告表示灯又はこれに準ずる性能を有する後面衝突警告表示灯

三 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器、反射器及び指示装置の取付装置について装置の型式の指定を受けた自動車に備える後面衝突警告表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後面衝突警告表示灯又はこれに準ずる性能を有する後面衝突警告表示灯